園内掲示事項

１．当園は保険医療機関の指定を受けています。入院基本料等については以下のとおりです。

２．入院基本料の看護要員数に関する事項

○　療養病棟（第１療養棟・第２療養棟）：　療養病棟入院料１

〔第１療養棟〕

第１療養棟は、入院患者数 52 人の病棟で、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、19 人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

・9 時～17 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は　9 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は　5 人以内
・17 時～9 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は 23 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は 13 人以内

〔第２療養棟〕

第２療養棟は、入院患者数 40 人の病棟で、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、13 人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

・9 時～17 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は　8 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は　6 人以内
・17 時～9 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は 18 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は 14 人以内

○　療養病棟（第３療養棟・第４療養棟）：　障害者施設等入院基本料（7：1）

〔第３療養棟〕

第３療養棟は、入院患者数 40 人の病棟で、1 日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、14 人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

・9 時～17 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は　8 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は　5 人以内
・17 時～9 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は 18 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は 13 人以内

〔第４療養棟〕

第４療養棟は、入院患者数 54 人の病棟で、1 日に 31 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5 人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

・9 時～17 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は　4 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は 17 人以内
・17 時～9 時　：看護職員　　1 人あたりの受け持ち数は　7 人以内
　　看護補助者　　1 人あたりの受け持ち数は 52 人以内

３．入院時食事療養費について

・当園は入院時食事療養費（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しております。

・療養棟内の食堂で食事ができるスペースを設置しております。

・食事療養標準負担額（令和７年４月１日から）

<table>
<tr><td colspan="3">健康保険上の世帯区分</td><td>食事代（１食）</td></tr>
<tr><td colspan="3">住民税課税世帯</td><td>５１０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民税
非課税世帯</td><td rowspan="2">低所得Ⅱ</td><td>９０日までの入院</td><td>２４０円</td></tr>
<tr><td>９０日を超える入院</td><td>１９０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得Ⅰ</td><td>１１０円</td></tr>
</table>

４．保険医療機関の職員以外の者による看護（付添看護）に関する事項

・当園では、患者の負担による付添看護を行っていません。

５．厚生局長へ届出を行なっている事項

○ 基本診療料の施設基準等に関する届出

障害者施設等入院基本料（７：１）、療養病棟入院料１、特殊疾患入院施設管理加算、療養病棟療養環境加算（Ｉ）、入院時食事療養（Ｉ）、診療録管理体制加算（Ⅲ）、データ提出加算（Ⅲ）

○ 特掲診療料の施設基準等に関する届出

脳血管リハビリテーション料（Ｉ）、呼吸器リハビリテーション料（Ｉ）、薬剤管理指導料、障害児（者）リハビリテーション料、ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影（16列マルチスライス）、外来・在宅ベースアップ評価料、入院ベースアップ評価料、酸素の購入単価（ＬＧＣ：０.３２円、小型ボンベ：２.３５円）

６．個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当園は医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収者の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様です。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

７．保険外負担について

当園では、別添の一覧表に記載の物品等について、その使用量、利用回数に応じて、実費の負担をお願いしています。

当病院は、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する基準に適合した病院です。

（令和7年4月１日 現在）